



第 4 2 号

石田 郁雄
KCCN 副理事長
司法書士

相続手続きの新しい制度「法定相続情報証明制度」について

「KCCNニュース」、前回私が担当させていただいた際（2016年6月、第29号）、相続手続きに必要な書類と手順について書かせていただきました。その後新しく、相続手続きに関する便利な制度ができ、本年5月28日に施行されましたので、今回はこれをご紹介します。新しい制度は「法定相続情報証明制度」と言います。

前回に書かせていただいたとおり、相続手続きの基本として、まず法定相続人が誰かを調べます。つまり「亡くなった方（被相続人）の出生時から死亡時までの戸籍謄本」を取り寄せ、さらに「相続人の戸籍謄本（抄本でも可）」も揃えます。これら戸籍謄本の束をもって、法定相続人が誰かを証明できることになるのです。このため、金融機関には戸籍謄本の束を提出して手続きをします。金融機関がいくつもある場合は、それぞれの金融機関に戸籍謄本の束を提出していかなければなりません。

新しい制度では、最初に法務局に「戸籍謄本の束」等と「法定相続人が誰であるかを書いた紙」を提出すると、「法定相続人が誰であるかを書いた紙」に証明文をつけて発行してくれます。この証明書を「法定相続情報一覧図」といいます。つまり戸籍謄本の束が証明書1枚に置き換わることになり、法定相続人が誰であるかが、この1枚で証明できることになります。金融機関には戸籍謄本の束でなく、この「法定相続情報一覧図」を提出すればよくなります。各金融機関は戸籍謄本のコピーをとらなくてもよくなり、また戸籍謄本を読み込んで確認する必要もなくなるので、スピードアップが期待されています。

「法定相続情報証明制度」の利用にはいくつか注意点があり、細かいことは省略しますが、概要は、次のとおりです。

●この制度を利用できる人（申出人）

- ・相続人
- ・相続人から地位を相続により承継した人

●申出の代理人になれる人

- ・申出人の親族（配偶者・六親等内の血族・三親等内の姻族）
- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

●申出できる管轄法務局

- ・被相続人の死亡時の本籍地
- ・被相続人の最終の住所地
- ・申出人の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●その他

- ・法務局での手数料はかかりません。郵送請求も可能です。
- ・申出に添付する戸籍謄本類は返却してもらえます。
- ・「法定相続人が誰であるかを書いた紙」が複写されて証明書になるので、明確な字で記載すること（＝ワープロ打ち）が望まれます。
- ・被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、この制度を利用できません。
- ・申出から5年間は「法定相続情報一覧図」の再交付を受けることができます。
- ・「法定相続情報一覧図」は、あくまで「法定相続人が誰か」である証明書にすぎないので、実際の相続の手続きには別途、遺産分割協議書（＋相続人の印鑑証明書）や相続放棄申述受理証明書等の書類も提出することになります。
- ・金融機関以外の提出先については、現状では「法定相続情報一覧図」利用を認めるところと認めないところがあるようです。

詳細については、司法書士や法務局にお問い合わせください。

(2017年9月)